

日本の死刑制度について考える懇話会
(第7回)
議事録

1 日 時 2024年7月26日(金) 15時00分～17時15分

2 場 所 日比谷国際ビルコンファレンススクエア会議室

3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行、井田 香奈子 委員、上田 勇 委員、片山 徒有 委員、
金高 雅仁 委員、神津 里季生 委員、坂上 香 委員 (Zoom)、佐藤 大介 委員、
戸松 義晴 委員、中本 和洋 委員、平沢 勝栄 委員

(事務局)

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、船澤 弘行 事務局員

4 議 題

(1) 中間まとめ(意見交換)

(2) 世論調査の問題について

講師：佐藤舞・モナッシュ大学准教授 (Zoom)

(3) その他

5 議 事

次のとおり。

議 事

●川村事務局長 皆様、お待たせいたしました。ただ今より、第7回日本の死刑制度について考える懇話会を開会いたします。本日も猛暑の中、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、会館の部屋が取れなかったものですから、遠くまで来ていただいて、場所が分かりにくかったと思いますけれども、申し訳ありませんでした。

では、本日の出席者の確認ですが、オンラインで坂上香委員がご出席と伺っております、もう接続中です。本日、岡野委員、西村委員、林委員、藤本委員はご欠席と承っております。ご出席とお返事をくださった方は、皆様すでにお集まりいただいております。ありがとうございます。

本日の配布資料ですが、資料1-1から1-5まで、これは公開を予定しておりません、委員の皆様限りということでお配りしておりますので、お取扱いはその前提でお願いいたします。後で、座長のほうからご説明があると思いますが、本日、中間取りまとめをしますということでお話をしておりますが、中間取りまとめをしたものを文書にして公表するということは予定をしておりませんので、今日傍聴の方、マスコミの方にも申し訳ありませんが、書面ではお配りしておりません。あくまでもこの本日の議論で皆さん、意見を深めていただければと思います。

それから意見交換は1時間半ぐらいしていただいた後で、4時半から、佐藤舞准教授にオンラインでご講演をお願いしております、その関係の資料が資料2と資料2-2となっております。ご確認いただけますでしょうか。

では、座長のほうにマイクを渡します。よろしくをお願いいたします。

(1) 中間まとめ (意見交換)

●井田座長 皆様、こんにちは。それでは、日本の死刑制度について考える懇話会第7回目の会議を開始したいと思います。委員の皆様、関係者の皆様には、ご多忙のところ、また酷暑の中、ご出席、ご参加くださり誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります。お手元の議事次第をご覧くださいますと、本日はまず中間まとめのための意見交換をさせていただいた上で、次に、世論調査の問題についてと題する佐藤舞先生のお話を伺い、お話の内容をめぐって質疑応答の機会をもちたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、中間まとめをめぐる意見交換ですけれども、最大で1時間30分を予定しておりますので、少しゆっくと委員の先生方のご意見を伺えるものと考えております。

秋に最終報告書をまとめるとしますと、もう折り返し点はとくに過ぎているということにもなります。そろそろ中間的な総括が必要だということにつきましては、おそらく委員の皆様にご同意をいただけるかと思えます。とはいえ、この場で、ゼロからのまとめの案を作り上げていくというのは、非効率的なことでありますし、そもそもなかなか難しいことであろうと思いますので、大変僭越ながら私のほうでこれまでの議事録を読み返しながら、たたき台としてのメモを作りまして、委員の皆様にご配布させていただいた次第であります。笹倉委員、川村事務局長ほか数名の方には、作成途中でお目通しいただいておりますけれども、基本的に私一人が責任を持つ形で作成したものです。

これまでの懇話会では、ヒアリング対象者の方々のプレゼン、講演をお伺いし、若干の質疑応答を行うということが基本的には中心でありました。委員相互の間でのディスカッション、意見交換は限られた時間しか行ってこなかったのではないかと思います。死刑制度という大変大きな問題、その問題の大きさと関係で見れば、委員相互での意見交換の時間はわずかであったという感じがします。中間まとめというようなものを行うほど、これまで時間をかけてきちんと検討していないではないか、そういう感覚をお持ちの委員の方も、もしかするといらっしゃるかもしれません。

ただ、私は、これまでの議事録をゆっくりと最初から読みましたけれども、これまでこの場でプレゼンしてくださった方々は、限られた時間の中でさすがにそれぞれに相当中身の濃いお話をしてくださったと考えております。聞いている我々もそのとおりでと思うようなお話をたくさんしていただきました。ある先生のおっしゃることに対しては、ある委員とある委員は、まさにそのとおりで考えるし、また別の先生のプレゼンについては、別の委員がそのとおりで考える、というような次第で、それぞれの委員のお考えを代弁するような、そういうお話をそれぞれのプレゼンを担当された先生方がしてくださったのではないかと考えるのです。

そういう意味で改めてこれまでの議事録を読み返してみますと、相当にいろいろな論点について、相当に様々な意見表明がされてきており、全体としてみると、限られた時間の中でかなり中身の濃い検討がなされてきたという感想を私自身は持ちました。そのようなことで、ここで中間のまとめを行い、来し方を振り返りつつ、そしてまた、今後の検討、行く末についても少し思いを致すというような、そういう機会を持つべきだと考えて、不十分なものであることは承知しつつ、こういうものをまとめた次第であります。

そこで、この中間まとめ（たたき台）を、今日ご意見をいただいた上で修正を加えて清書版にして公表するということは、先ほど川村事務局長もおっしゃっていましたが、私個人も不要だと考えております。本日、ご意見を伺った上で、委員の皆様もどこいら辺にこの懇話会の委員全体の総意、ないしは合意点というのが求められそうかということについての感触だけ持っていて、今後の検討に当たって、このまとめを使っていればと考えている次第でございます。

今この時点で何かご意見がもしありましたら、ご遠慮なく表明していただいて結構なのですが、もう一つ別に、資料1-1という一枚紙を用意してまいりました。これは、今日ご意見をお伺いしたい点ないしご検討いただきたい点をまとめたものです。まず「全体についてのご意見」、例えばこの点が触れられていないとか、こういう意見もあったけれども書かれていない、あるいはこういうまとめは正確ではない、こういうご意見があれば、ぜひ伺いたいと思っております。また、「2 裁判の誤りと死刑制度」についても、お聞きしたいことがあります。さらに、「5 被害感情・処罰感情と死刑」、ここがおそらく中心的な問題点だと思いますので、この点についても、こういうようなまとめ方でよろしいかどうかお伺いしたいと思いますし、「8 今後検討されるべき事項」について、ここはいらないとか、あるいはこういうことをもっと書くべきであるということがあれば、ご意見伺いたいと思っておりますし、最後の「9 懇話会提言の方向性」についても、特に中間まとめ（たたき台）の網掛け部分は私が勝手に書いた部分ですが、この点についてもぜひご意見をお伺いしたいと思います。

その他、もし他のことがございましたら、ぜひご意見をいただいて、1時間半、そういう形で時間を使うことができれば、と考えております。いかがでしょうか。そんなことでよろしいでし

ようか。もうすでにご意見を、紙で頂戴している委員もいらっしゃいますので、ここにいらっしゃる委員については、口頭で改めてご説明いただくのがよろしいでしょうし、いらっしゃらない委員については、書かれたものを皆さんには読んでいただくことで、他の委員の皆さんのご意見も知っていただけるかと思えます。

そういうことで進めていきたいと思えます。では、最初、全体についてのご意見ということで、こういう点が触れられていないとか、あるいはこういう意見があったとか、あるいはまとめ方がちょっと良くないということがありましたら、ぜひ忌憚のないところをお聞かせ願えればと思っております。中本委員がご提出になったものを拝見しますと、この点に触れていないというところがたくさんありますので、もしよろしければ中本委員、最初にまとめてご指摘いただければと思えますが、いかがでしょうか。

●中本委員 私はペーパーで出すべきかどうかちょっと迷ったのですが、というのは、まだ私自身も確定的な意見といえますか、そういうものに、要するに結論については、私はここに書いていますように、2011年以來、この日本の死刑制度については、それなりに情報も集め、文献も読み、それから現在の死刑制度の実態についてもいろんな情報を得た上で、総合的に考えて、日本の死刑制度は速やかに廃止すべきだという確信的な意見を持つ委員でござりますので、それは前提として聞いていただかないと、何でこんなことを言うんだらうということになるので、ここに至っては、私の考えはこうだと、こういう方針なんだと。ただ、その方針をどうやって手続的に実現するかとか、あるいは懇話会で私のような意見が皆さんに受け入れられるかどうかと、その点については、まだ非常に流動的だと思いますので、後半の意見交換会の中で皆さんの忌憚のない意見を言っていただいて、私の意見がここが間違っているというのであれば、指摘していただければありがたいと思っております。

そういう意味においては、今回の座長のまとめは、私は、これは事実としては非常に中立的なフェアなまとめ方をしていると評価しております。ただ、濃淡がありますので、私が考えている、ここはもう少し書いてほしかったなとか、ここはもう少し簡略にしたほうがよかった、そういうところはあります。それから、やはりこの点はどうしても抜けてはいけないと思うところもありますので、そこについては、私のまとめのところでもまた指摘させていただきたいと思えます。

最初に、そういう私の確信的な意見からすると、最初の座長の書いている部分については、もう少し私としては明確に言ってもらいたいなというところはあります。それは、この懇話会の意見書というのは、やはり政治的影響を与えるものでなければならぬ。与えるかもしれないではなくて、与えるものである必要がある。そういうふうに私は考えております。それからその内容が学術的な批判に耐えるものであるというのは当然のことでもありますけれども、国際的な議論として外国語に翻訳するというのであれば、日本の今の人権感覚からして、民主主義国から見て、こんなこと未だにやっているのかと、こんな意見なのかというふうに非常に後進的な、人権後進的な国と見られるような意見は出すべきでないと、私はこういうふうに思っております。これだけの議論をして、これだけのメンバーが集まって、いまだに日本では死刑制度についてこういう議論しかできていないのかというようなことをやれば、私はこれは海外の人権団体、もちろん国連もそうですけれども、いろんな団体ありますし、いろんな国々ありますけれど、その国々に対してははっきり言って恥をさらすのではないかと、そういうような意見は出すべきではないと。出さないほうが良いと、私はそのぐらいに考えておりますので、十分に議論した上で、国際的な人権感覚に沿った、やはり意見を出すべきではないかと、こういうふうに思っております。

そういう意味で、最初に座長の書かれた基本方針のところでは、やはりまとめますと、この意見書は政治的影響を与えるものではないからではない。国際的な人権感覚からしても、それは耐えるようなものでなければならない。これが私のまとめの基本方針について、どうしてもやらなければならないことだと思っています。あと各論はまた後で述べます。

●井田座長 今、中本委員がご指摘の点はいかがでしょうか。何かご意見ございませんか。確かに対外的に恥をかくような、まだこんなことを日本では議論しているのかと思われるようなものを表に出すのはいかなものかというのは、まさにそのとおりなのですが、ただ、実際に日本の国民一般の意見を反映していないようなものを格好つけて書くわけにもいかないと思います。日本国民は本音のところこう考えているんですという、仮に国際的に恥をかくことになっても、我々はこう考えるんです、ということを書かざるをえない面もあるかと思いますが。

●中本委員 この中の議論は、それを超えたものだと、そういうふうには私は思っていて、また、これはどれに載せるかということも、やっぱりよく考えなければいけないと思うんですね。この意見書を誰に読んでもらいたいのかと。まずはやっぱり国民でしょう。それから国民の代表になる国会議員ですよね。それからこの問題を所管する可能性のある法務省です。この3つはどうしても読んでもらわなければいけないわけです。それを読んでもらうためには、どういう方法があるかという、やっぱりメディアの力を借りないと、なかなかこれを読んで、特に国民については読んでもらえないわけですね。ですから、メディアにどのような説明をして、どのように分かりやすくこの議論を展開するか、資料をぼんと出してもそれはなかなか、メディアの方もなかなか理解が難しいし、どうい、特に複雑な論点ありますので、刑罰法規とかいろいろありますので、もう少しやはりそこは分かりやすいような説明がやっぱり必要じゃないかなと私は思っています。

●井田座長 さて、どうしましょうか。神津委員、まずお願いします。そして次に、金高委員、お願いいたします。

●神津委員 今のお話ともやや関わります。私は、今は中間まとめということなので、各論がずっと述べられているということであれば良いんですけど、やっぱり最終的にまとめるときには、全体を貫く総論的なものが必要だと思うんです。それで、総論のあり方として、これは私なりの受けとめなんですけども、要は真つ当な民主主義国家としての死刑存廃議論になっているんだろうかという、そういう問題提起は必要だと思うんですよ。真つ当な民主主義国家としてあるべき議論になっているのか。

切り口はいくつかあると思うんですけど、3つ申し上げると、まず1つは、これ懇話会の中でも再三そういった問題提起がありましたし、この中間まとめの中にもその種の話が出ていますけれども、やっぱり圧倒的に情報が不足していて、それが見える形になっていないということ。国民にそれが与えられていないということです。そして、深い議論が遠ざけられてしまっているという問題が大きく1つあると思うんです。この懇話会の最初のほうでも私申し上げたんですけど、私自身が何を隠そう、世論調査でいうところの8割の中の1人であったなと思わざるを得ないと言いますか、死刑制度はやむを得ないと思うかと問われれば、しょうがないかなというふうに答えてしまうなかにあった。やっぱり深い議論がなされてない。真つ当な民主主義国家としてあるべき議論に必要な材料が出ていないし、そういう議論になっていないということが1つです。

2つ目は、真つ当な民主主義国家ということで、ちょっと話飛ぶようなことになります。福沢

論吉翁が、人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと言われて、明治維新の頃に、その頃から、ある意味、西洋の文物を導入する形で民主主義国家として日本はスタートしたんだらうと思うんですけども、いや、だけど本当にじゃあ人が人としてたり得る生活をみんながすることができるような、そういった国にしようというのは民主主義国家の基本だと思うんですけども、本当にそうなっているかという問題があると思うんです。これだけ格差社会ということで、確かに餓死が普通にあるような最貧国ではありませんけれども、しかし格差というのはむしろ広がっているという中で、やっぱり殺人を含めて犯罪の一番の原因というのは、本当に人が人たる生活ができているんだらうかという、そういう問題があると思っています。そのことを抜きにして、殺人を犯した、とんでもない殺人であるということだけでは済まされないということです。

長谷部先生がおっしゃられたこととどこかでつながるのかなと思うんですけど、根っからの凶悪の人間といいますか、獣のような人間がいるということじゃないと思うんですよ。したがって、そういった問題を放置したまま、死刑制度が云々ということの存廃議論だけがされるということが果たしてどうなのかというのが、私なりの感覚です。

3つ目、そもそも論なんですけれども、やっぱり人間が人間の命を奪うということ自体が民主主義国家にあってはならないことだと思うんですよ。そもそも王様がすべてを律するような、人の命も含めて生殺与奪を握っているようなそういった体制とは、民主主義というのは決定的に違うんだと思っています。したがって、そもそも人が人の命を奪うということが、それこそがあってはならないことだと思います。いかに刑罰といえども、お前はひどい人の殺し方したなということで、その人の命をまた人が奪うという、こういうジレンマが許されて良いんだらうかという、そういったそもそも論も真つ当な民主主義国家としては、しっかりとなされるべきではないのかなと、こんなふうに思います。切り口様々なんですけれども、そんなことを感じています。その種の総論的な、ある種深い議論が必要なのではないかと思います。

●井田座長 ありがとうございます。いま神津委員が3点にわたりおっしゃったことは、私個人もそのとおりだという気がいたしております。ただ、その前のところで、今の段階では両論併記みたいになっているところが、最終段階では両論併記のままに置いておくのでは良くないということをおっしゃったと思います。これがなかなか難しいことかと思っております。たしかに、多数意見はこうでした、少数意見はこうでしたと全部書いていけば、それで最後までいくかもしれませんが、それだと、良い報告書とは言えないと思うんですね。そこをどうすれば良いのか。

●神津委員 私はそう思います。すべて1つにまとまるということは、なかなかこれは難しいと思うんですけどね。ただ、どうなのでしょう、やっぱり本当の意味で、世の中において、しっかりと深い議論がされるべきだということ、現状はそれが決定的に不足しているということは間違いないと思うので、例えばそういうことが1つまとまって、この懇話会全体として認識を共にするということは、できるのではないかなと思うんですけどね。

●井田座長 最初の総論部分ではしっかりと意見の一致した内容を書き、各論部分では多少ご意見の食い違いはあったりするという感じで、そして最終の提言ではまたしっかりと一致しているみたいな、そういうのが良いと思うのですが・・・。

どうぞ、金高委員、お願いします。

●金高委員 先ほどの井田先生と中本委員の議論にもちょっと絡むんですけども、まず最初の1ページの基本方針ってありますよね。これに「全体として学術的批判に耐えうる内容とし」と

始まりますけれども、「学術的」の前に、「国民的・」を入れるべきだというふうに思います。この懇話会の設立趣意書にも国民各界各層の参加を得て議論を行うと書いてありますので、学術的な、あるいは国際的な観点ももちろん重要だと思いますけれども、この制度の重みを考えると、やっぱり国民各層の意見を反映された内容が求められるのではないかと私は思っております。

それから、先ほど、中本委員は「恥」とおっしゃいましたけれど、この間の磯谷富美子さんのあの魂の声を聞いていて、最後に、「遺族の唯一の望みである死刑判決まで取り上げるような日本にならないこと切に願います。」と、こうおっしゃいました。私はこれを恥だとは思いません。それぞれの国に歴史があり、文化があり、宗教があり、国民性があり、で、廃止国があり、今特にヨーロッパはキリスト教の非常に強いところでもありますし、ナチスの問題とか、いろんな経緯があって、それぞれが廃止してきている。EUの問題があるので、多くの国が廃止してきているという面もあると思うんですけども、その中で日本が廃止に向かっていないことが恥だというふうには私は決して思いません。ということをお願いしておきたい。

●井田座長 非常に難しいと思うのです。多くの国民が死刑制度はなければならぬとおそらく考えているのも、これまた事実であって、それは国民感情と言って良いかと思えます。それを一概に、非合理的なもので、迷信にしがみついているんだというようなスタンスで書くというのは、これまたよろしくないという気がするんです。

●中本委員 日本は恥の文化ですから、恥と言ったのですが、それは置いておくとして、どういうまとめ方をするかという点については、私はできるだけ、主文がまとまるような議論をして、最大公約数の文書にできないかと。これをやっぱりできるだけ議論しながら、ここは共通の結論としては同意できるよねというところをどこかで探るという作業をしていただきたいなと思っております。もちろん多数意見とか、少数意見とかというのは、割とまとめるのは簡単ですけども、やはり作業としてはこれだけのメンバーが集まってきて、少なくともこれは共通的に考えられる、こういう点は結論としては出して良いよねというところはどこなのかということを探る、そういう作業をしていただければありがたい。

もちろん、結論について、理由もいろいろ皆さん違うと思うんですね。おそらくいくつかの理由でこういうふうに自分は考えたけれども、この点については疑問があるけれども、それは置いておくとして、全体としてみればこういう結論については、私はやむを得ないとか、賛成するというような形になるので、補充意見というのはもちろん入れていただいて良いのですが、できるだけ多数意見とか、少数意見とかにならないようなまとめ方をしていただかないと、私はこれ政治的にも影響力はないのではないかと。これまでもこの問題については、民主党政権のときに、そういう意見交換会やって、要するにA説、B説というのを出して、それ自体がほとんど影響力がなく終わってしまっていますので、そういうものを二番煎じで出しても、あれから何年も経っていて、十何年も経っていて同じような議論をして、こういう説ありますよね、こういう説ありますねと、そんなまとめ方をするんだとしたら、この懇話会の意味は私はあまりないだろうと。それをできるように議論を皆さんと詰めていきたいと、こういうふうに思っています。

●井田座長 他の委員の皆さまはいかがでしょう。全体について、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞ、平沢先生。

●平沢委員 金高先生の後半部分の恥のところは、私は全然恥じる必要性はないのではないかと。向こうが、外国の人がどのぐらいこれをそういうふうに思うのか、それは分かりませんが、しかし、日本には日本の独自の文化、やり方があるわけで、ただ、そこでおかしいことは直さな

ければならない。この前、アメリカ大統領候補の警護中ピストル撃ってすぐボディガードが1人殺しましたけれど、アメリカではしょっちゅう行われていることで、あれこそ、裁判も経ずして結局即殺してしまって、言い分も何も聞かないわけですから、あれこそ私は、恥と言って良いんじゃないかなと思いますけども、しかし、これ言う人もいません。いずれにせよ、各国いろいろそれぞれの歴史や文化があるという、それは文化の程度も違いますから、それはいろんなやり方があっても良いと思うんですけど、それについて、あまり諸外国からどうのということ、気にする必要はないのではないかなと私は思います。

●井田座長 他にいかがですか。どうぞ。

●中本委員 くどいようですが、やはり我が国は民主主義国の一員ですよ。G7の一員、OECDの一員ですよ。現在のような戦争が起こっている分断の社会にあって、民主主義国としての位置付けとして、やはり共通理念といいますか、そういうものがやっぱり必要ではないのだろうかと思はれるわけですね。EUが統一的に死刑を廃止していて、英国大使もドイツ大使もそれからフランス大使も、私が日弁連会長のときにはお誘いがあった、何がテーマかということ、日本は死刑制度を廃止できないのかというのが、大使のミッションなんですね。大使が替わると、必ずその話を日弁連会長にするんです。

これは別にEUがそういうことだから、それについて特に何というコメントもする必要もないのですが、やはりここへ来て、専制主義国家と民主主義国家というものの対立が出てきている中であって、我々の位置付けはどう考えるのかと。これはぜひ恥とかという問題ではなくて、国際的な人権基準として、日本はこれからどうあるべきなのかと。今は確かに良いじゃないかと、今までの歴史があって、このままで良いじゃないかという考えがあるかもしれないけれど、10年も20年もこのままで良いわけではないと私は考えているんですね。やはりこれは国際的な人権、今までだって国際人権理事会からどれだけ日本政府が人権問題について、勧告を受けているか。

ご承知のとおり、ほとんど勧告について、まともに答えていません。死刑制度の廃止も勧告を受けています。この前の、今ちょうど国連人権理事会の委員が来て、いわゆる性被害についての報道がありましたけれど、あれなんかもずいぶん昔から言われている。それから労働問題、この問題についても言われている。ずいぶんいろいろ日本の政府に対して、そういう勧告出ているのですが、今、日本の政府はほとんどこれに答えていないという実態を我々は知るべきだと思います。つまり、民主主義国の中で非常に異端であると。日本はそういうことをすらも答えないのかと、そういうことをこの人権団体の民主主義国の中においても、そういうことを言われている。

つまり、国際社会において、日本の位置付けはこのままで良いのか。いろいろ国際的な位置付けの中で死刑制度があるためによって、不利益を被っていることはいくつもあるのではないかと。そういう政策的な判断もやはり将来にわたっては、私はしていかないといけないと思うし、こういう問題については、むしろ政治家の方がお考えになることであって、例えばEUに行ったら法務大臣がEUの公式な会議に行ったら、スピーチをさせてもらえないと。こういう問題だってもすごく表れているわけですね。ですから、国際的な位置付けというものをやはりもう少し議論して、その中で将来どうあるべきかということを議論していかないと、今までこうだから、今まで情報が伝わっていないから、国民がそこについて意識を持っていないから、だから今のままでいかに得ないんだと。これじゃあやはり日本の将来はないだろうと。やっぱり日本は理想的な国家を目指していくべきだと、私はこういうふうに思っています。

●井田座長 お願いします、どうぞ戸松委員。

●戸松委員 私も宗教者として関わっているのと、それからこれ例えば多くの方が、この懇話会のことをどう見ているかという、おそらく「日本の死刑制度について考える」ということで、前提として廃止とか何とかではなくて、幅広く皆さんの意見をとっているんですけど、客観的に見ると、「ついでに考える」ということは、現行をあまり良しとしてない場合に大概「考える」ので、多くの方は、そういう意向があるというのは感じていると思います。マスコミも含めまして。

そういう中で、私は先ほど中本さんが言われたことも、これ結局この懇話会何のためにやっているかという、それぞれの主義主張を通すということよりは、やっぱりそれがより良き社会のあり方、強いて言えば国益ですよね。そういうことも踏まえていうのであれば、例えば今言われたようなことははっきりと、そういうある程度事実として、こういうことで国益を損なっているという事実はきちんとそういうことがあれば書くべきだと思いますし、それから先ほど金高さんの言われた被害者感情の、私はやっぱり日本の中の何で死刑が多く賛成を得るかと言うと、最終的には仇討ちの文化で、必殺仕置き人のああいうのが、いまだに高視聴率を上げていて、そういうところがあって、悪いことをした人は必ず報いを受けるべきだというのが、多くの人が合理性ではなくて、ですから、例えば多くの国民で専門家でない人は、ずっと出てくるようなある程度法的な合理性とか、関係性で述べていても、あまりここには響かなくて、やっぱりそれで例えば金高さんが言われたようなそういう方の意見もここでちゃんと披瀝をして、それでもやっぱり死刑はこうなんだという、私はちゃんと意向とか、そういうことは明確にしたほうが良いと思います。

ただ、それが説得力を持つかどうかというところが私は一番で、それは意見表明しただけではおそらく変わらなくて、やっぱりそれが社会の中でそういうものが活動になって、犯罪被害者の方たちが、具体的にそういう懲罰感情でなく、なぜかと言うと、やっぱり宗教的に言うと、やっぱり赦さないと本当には救われていけないので、犯罪被害者の人が赦せるような社会的環境を作っていくということを大事にするとか、何か具体的アクションまで踏み込んで書ければ良いのかなという気がいたします。

●佐藤委員 非常にまとめるのは、これは当初から難しいことになるのではないかというふうには思っていたんですけども、今、おっしゃったとおり、死刑制度について考える、考える時点で何か問題があるというふうに、前提ではあるとは思うんですね。会社の中でも死刑の記事書くと、どうバランスをとるんだという批判が必ず出るんですが、問題意識があるから書くのであって、取材もするんであって、当然何か批判的な視点は出るだろうと、そういう問題はもちろんあるんですけども、さっき金高さんもおっしゃった国民的という理解を得ると言うときに、おそらく今の中本委員のお話も聞いていますと、もちろん理解はできます。これが国際的にも価値観外交を大きく棄損させるんだらうと。日豪円滑化協定をめぐっても、死刑をめぐって6年ぐらい議論が止まったという事実もあります。おそらく国民的議論ということを考えて、今までの死刑の廃止と賛成、この両極端な立場から、両方の立場からの意見の応酬というのは、おそらく国民的な広い見地からすると、空中戦に見えるわけなんですよね。空中戦に見えてしまうと、結果的として無関心を呼び起こすと。大体空中戦をやっていると、他人の価値観を聞くほどつまらないものはないということもありまして、そうなると、これで良いんじゃないというのが、たぶん8割のものだと思うんです。

これは、もちろん私は個人的な死刑に対する批判的な考えはありますが、ここで日本の死刑制

度について考えると言うのであれば、考えるきっかけすらないという状況をここできちんと示す必要があると思うんです。これは最初、神津さんも言われたとおり、圧倒的な情報の不足があると。この圧倒的な情報の不足に対して、懇話会も今回の議論に至るまで、例えば刑場の視察も拒否されるとか、刑務官の方のお話も、現職の方も拒否される、つまり、割と踏み込んで具体的な議論をする材料は結局ないままで、もしかしたら空中戦のまま終わってしまうのではないかという懸念を抱かざるを得ない現状があると。

こういった死刑制度について考えるときに、もう1回繰り返しますけれども、客観的な材料を示さないというのが今の国の現状であると。そこを少なくとも示した上で議論を進めていかないと、おそらくこの問題というのは進まないだろうということはきちんとした問題点として、ここでコンセンサスがこの懇話会で得られるのであれば、そこはきちんと表記すべきではないかというのが、私の基本的な意見なんです。そうでないと、おそらく、もちろん両方の意見にも納得できる部分はあるんですけども、その両論併記を超えるものがなかなか生まれにくいような気がするんです。少なくとも、何かこの問題としてきちんとコンセンサスが得られる部分、国にこれは改善しろよという部分は、明確化する必要がある。それは一つやはり情報公開である。

この情報公開ばかり言っていると、お前、死刑の廃止について、そのまま情報公開して廃止にならなかったらどうするんだという、廃止側の意見もあるんですけども、その議論が進んだ結果、死刑があるという状態と、議論もないまま死刑のある状態、どちらが民主的かということを見ると、答えはおのずと出てくるんじゃないかなというふうに私は思っています。

●井田座長 お願いします、どうぞ上田委員。

●上田委員 私自身は、死刑制度は、廃止すべきであるという意見を持っておりますが、いつもこの議論の中で最大の壁になるのが、この世論というか、世論というよりも、むしろ感情といったほうが正しいのかもしれない。私も政府の世論調査、8割が死刑廃止に反対だというのが、これを8割の人が、確信を持って反対しているとは到底思いませんけれども、ただ、地域の世の中の人とお話をする機会があると、何となくやっぱりまだまだ結構感情的には死刑について、肯定的な意見を持っている人は相当程度いるなというのは、否定できない事実なんだというふうに思います。

ただ、ここで問題になるのは、やっぱりじゃあそれはどういう材料をもって反対しているのかというところなんじゃないかと思って、たぶんここでいろいろ今日に至るまでいろんな識者の方々から、関係者の方々からご意見を伺いました。すごく参考になったというふうに思っております。賛成の立場の方も反対の立場の方もその理屈、理由も良く理解できたと思っておりますので、そういったことをできるだけなぜ反対する理由があるのか、なぜ賛成なのかということをしかりとできるだけ広く知っていただいた上で、それでまた判断をしてもらうということが重要なかなと。

そういう意味では、今日この中間取りまとめで賛否両論併記している部分もありますけれども、これはこれで良いんじゃないかというふうに思います。ただ、もうちょっとなぜこういう意見が出たのかということも、少し加えていただいて、これから重要なのは、これが関心を持って賛成論も反対論もこれをなぜそういう結論になっているのかということを広報するしかないんだろうなというふうに思っています。なかなかこういう今のこの社会では、それが一番難しい、我々政治家も一番そこが分かっているところなんですけれども、まともな話だとなかなか聞いてもらえないところがありますので、ちょっと一工夫必要だなと。本当は SNS のインフルエンサー

みたいな人とかにも、別に廃止賛成だけじゃなくても良いと思うので、そういった人たちにも何か関わってもらえるようなことも、これからの工夫をしても良いのかなというふうに思います。

そういう意味では、この中間報告の段階では、両方の意見、それぞれ載せることについては、私は第一歩としては良いんじゃないかなと思っております。

●井田座長 他にございますか。井田委員、お願いします。

●井田香奈子委員 まとめ方についてなんですけれども、やはり宛先は国民というか、日本に住んでいる市民の人たちということになるかなと思いますので、この基本方針はすごくきちんとまとめていただいて良いなと思う一方で、あくまでも市民宛であることを意識したものにしたい。佐藤さんがお話しされたことと私も同じ感想、意見を持っているんですけれども、やはり考えるきっかけがあまりにも乏しくて、考える素材も、正直私も新聞社で働いていますが、十分な情報を提示したと言える状況にないということを自ら痛感しておりますので、この懇話会でそれぞれの分野で活躍されている方、深い研究をされている方々、そういった方の知恵を振り絞って、今の知見でできるだけベストなものを出して、皆さんに考えていただきたいんです、ということが伝わるメッセージが1つ序盤のところであって、それが懇話会の一義的な目的ですということを明らかにしたほうが良いのかなと思っています。

やはり刑罰制度というのは、人々の信頼とか支持がなければ回らないものだと思いますので、何か1つの一方の考え方で押し込むようなことをしようと思ってもたぶんどできないというふうには、皆さん思っていられっようなことかなと思います。その上で、じゃあ今、世論調査で8割の支持があるという、それはどうしてなんだろうかということについて、みんなで考えてみようよと。8割を所与のものと思わず、また実際に今日佐藤舞先生から後半にお話があることかもしれないけれども、例えば「代替刑としてこんな刑があったら」となると、結果って必ずしも岩盤ではない、8割というのが一気にがらりと崩れてしまうという、そういう世論でもある。やはり国民の皆さん自身が情報を求めている、情報を必要としているという状況にあるのではないかなと思われましたので、全体の位置付けとしてそういうアプローチがあったほうが良いかなと思いました。

その上で、この後の各論のところは、1の「国際情勢を踏まえた問題検討の意味」に付け足しであったほうが良いかなと思ったのは、世界の中の日本というふうに考えたときに、日本が海外からどのように見られているかというのは、やはり無視できない論点かと思うんですけれども、実務的な問題として先ほど佐藤さんが指摘しておられたようなオーストラリアをはじめ、ヨーロッパの国々ともそうですけれども、軍事的な協力関係を結ぶときに死刑の存在というのが壁になっている。また、犯罪人引渡し条約の相手国もアメリカと韓国と結んだ後、一向に増えていないということである。今、日本政府としては国際刑事裁判所との協力関係を強めようとしていますけれども、例えばじゃあ国際刑事裁判所で有罪になった人を受け入れるかといった、矯正の関わりということになるとためられる、その背景にはやはり死刑の存在というのも無視できずにあるのではないかということで、いろんな意味でその日本は民主主義の国だけれども、死刑制度があるということへの分からなさが諸外国にあるのは否定できないところかなと思いますので、そういう実利的な部分についてもし紙幅があれば、筆を及ばせていただければと思われました。これが1の部分についてでした。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。片山委員、お願いします。

●片山委員 全体的な流れについては、大変結構だというふうに思います。1つ私の意見として、

出すタイミングなんですけれども、来年から拘禁刑が始まって、応報刑から教育刑に大きく矯正は変わろうとしている時期に差し掛かろうというときだと思います。その中で死刑がどういう位置付けになるのかということも、ぜひ触れていただきたいということが1つございます。

あと、先ほど来、ずいぶん出ております情報が不足しているということなんですけれども、私は、たまたま法務省といろいろなつながりがあって、来年からずいぶん大幅に矯正が変わるというお話を伺う機会があります。その中で1つ、職員の負担軽減ということがテーマになっているということ伺ったことがあります。私が思いついたのは、今年の6月3日になったTBSの「報道特集」という番組で死刑執行の際に、執行官3人ともボタンを押さなかった事例がある。そういう報道がありました。実際に、これは大きなことだと思います。3人とも死刑には賛成しなかったという事例があったという事実だと思います。この報道に対して法務省は、抗議をしたということは聞いておりませんので、おそらく事実なのではないかと思います。その時に、上官である隊長が出てきて、実際にマニュアルのレバーで執行したということも報道で伝わっております。ぜひ粘り強く法務省と交渉していただき、刑場の視察はもちろん、執行に関わった人からの直接のインタビューもぜひ行っていただきたいな、行いたいなと思っております。

●井田座長 ありがとうございます。いま、この一番最初の「全体についてのご意見」、いわば基本方針についてお考えを伺ったわけです。ただ、それは最後の提言、つまり、「9 懇話会提言の方向性」にすぐつながっていくと思います。今までのお話をお伺いして、委員の全員が、死刑制度はなければならぬ、あるいは廃止だというように意見が一致するという可能性はなかなかないということになりますと、それぞれのポイントについて多数意見はこうでした、少数意見はこうでしたと、それぞれの意見を書いてまとめてもあまり意味はないと思います。

そうすると、存廃という高い次元ではなく、今おっしゃったような個別の問題、例えば情報公開の問題について提言を行うとすれば、それは意見書のポイントになると思うんです。そういうことを含めて何か最後の提言の方向性についてご意見はございませんか。私は網掛けの部分で、いわば「死刑臨調」みたいな会議体、オフィシャルな組織でもって検討することを提言するのはいかがかということを書きました。この点なんかはいかがでしょうか。

坂上委員、どうぞご意見をお願いします。

●坂上委員 もうそういう段階に行っちゃうんですね。私はもっと全体についての意見を出し合った方が良く思うんですが。

●井田座長 どうぞ、お願いします。

●坂上委員 足りないと思う項目についてですけど、まず、国連人権理事会からの指摘が今まで何度もされているということは、先ほど中本委員もおっしゃっていましたが、例えば何を問題視され、改善を要請されているのかとかということ私達の中で具体的に認識しておいたほうが良いんじゃないかというふうに思いました。

あと、井田座長や藤本委員のペーパーからも感じたんですけれど、終身刑を導入することを前提に提案がされるのでしょうか。日弁連の方針もそうですよね。絶対終身刑の導入みたいなところが前提としてあるんですが、私はそもそもその点に疑問を感じています。日本にはすでに無期徒刑があるのだから、その運用を検討するとか。それ以前に、終身刑や無期徒刑ということに関しても議論する場が必要なのではないかと。この2つが足りないなと、個人的には思っています。

先ほどの情報がないというのは、本当に皆さんたぶんここにおられる方全員が共通して感じておられると思うのですが、どう考えてもこの期間中に十分な情報は得られないので、それはいろ

いろ視察するだとか、情報提供してほしいとかということは法務省とかに要求するにしても、例えばアメリカだと情報が日本と本当に比較にならないほど多くて、例えば処刑時にジャーナリストに立ち会うのは義務として、死刑を求める刑なんだから、特別なんだからそれはちゃんと国民も知るべきだし、そこにはジャーリストが介入するべきだと、立会うべきだということは前提としてある社会と、全く何がどう行われているのが分からない社会では、やっぱり判断することが難しいですよ。

だからこそ、アメリカでは2016年だったと思うんですけど、世論調査というのはアメリカの場合、複数をとっていますから、それによって数も違いますけれど、でも大手のリサーチでピューリサーチセンターというところが取った統計では、支持が半分を切ったんですよ。49%だったと思います。なので、そういうアメリカでは様々な議論が常に起こっている中で、世論も変動するわけですよ。だけど、日本は本当に何十年も変動しないというよりは、支持がどんどん増えているという、80.8%が、前回2019年の世論調査はその前の世論調査、5年前の世論調査からさらに0.5%でしたか、増えたと言うと微妙ですけど、そういうふうにまだまだ支持が増えるという状況にあるというのは、本当に情報がないことが影響していると思うので、でも情報がない中で何をどう要求するのかというときに、皆さんの中で情報がないということは共有できていても、たぶん死刑そのものに対しては、様々な意見をお持ちだと思うので、死刑廃止というところにもし持っていけないとしたら、せめてこの懇話会としてモラトリアムを要求することぐらいはすべきだろうと。一時執行停止を例えば10年間要求して、その間に議論するための情報を提供してくれとか、議論する場を持つとか、そういうことをせめて、せめて最低限でもこの懇話会で要求すべきではないかというのを思っています。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。笹倉委員、もしご意見があればどうぞ。

●笹倉委員 進め方についてです。死刑自体の存廃の話と、現在の日本の死刑制度のあり方というのは、分けて議論したほうが良いのかなとは思っております。かつ、日本の現在の死刑制度がどうなのかということについては、死刑を存置すべきだと考えておられる委員の中でも、問題があるのではないかという点があるような気がするんですね。と言いますのも、日本の死刑制度自体が、もう何十年と変わってきていないからです。なので、そのあたりをもうちょっと明らかにして、誰が見ても変えるべきなのは、こういうところにあるのではないかと。例えば死刑の執行方法などをとってみても、日本は明治時代から方法がほぼ変わっていません。そういう全然前進していない部分、あるいは、これについては、検討の余地がかなり大きいのではないかとこの部分をあぶり出す必要があります。死刑の運用のあり方を死刑の存廃論自体とは切り離して、もう少し論点整理しても良いのかもしれないと思います。また、多くの委員の方がおっしゃっているんですけども、情報のあり方という点で、この懇話会自体が、さっき佐藤委員もおっしゃったとおり、かなり限界があるものです。自分たちが研究した内容であるとか、自分たちが経験した内容については、皆さんもお話しできますけれども、じゃあ本当にメタのデータがないという中で、理性的な議論ができないということは、共通認識としておそらくあるのではないかなと思います。その点は明確にもちろん打ち出す必要はあるとは思っています。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。今、坂上委員、そして笹倉委員がご指摘された点ですが、中間まとめ（たたき台）の13ページに、「8 今後検討されるべき事項」ということでいくつか挙がっている事項に関わる論点かと思えます。おそらくこれまでここに書かれている論点は、本格的にはまだ検討していないと私自身は見ております。かといって、これまで検討したいろんな

問題もそれぞれとても大事な問題であり、もう検討済みと言って済ますわけには全然いかない。

他方で、運用の問題に関わる論点、中間まとめ（たたき台）13 ページ、特に、①から④の事項は、運用に関わる論点、ないしはそれを変えていくときに考えるべき問題ということで、今後、数か月にわたり本格的に検討すべき問題であり、これらについて相当具体的な提案等々もまとめることができる可能性はあるのではないかという気がしています。今までのところ、どちらかと言うと、確かに少し空中戦にならざるを得ない論点を扱ってきたというところはある、しかし、それは避けるわけにいかず、具体的な論点だけに絞るといってもいかなないので、ここまで進めてきたということはあるわけです。いかがでしょうか。中本委員、もし何かございましたらご意見をお聞かせ下さい。

●中本委員 各論の問題に入ってきていますので、私の考え方ですが、まずは現在の死刑囚がどういう状況にあるのか、どういう執行がなされているのか、これについては、大いに公表すべきことであろうと思います。確かに、死刑の現場を見なければ分からないところもありますけれども、すでに相当多くの情報が提供されています。刑務官やら、立ち会った検事から、そういうことからすると、ある程度のものがもう分かっているんですね。現在の絞首刑の実態。その当日言われてどうだということがあって、刑務官がどうだというのは、これほぼいろんなところでメディアも相当書いているので、これ以上、何も実際行ってみなくても、相当の情報入っているので、私は現状はこういう状況だという問題点は指摘する必要があると思いますが、一番私は警戒しますのは、もう確かに今の死刑執行言渡しの期間についても、それから手続についても問題あるよねということになると、じゃあ今の死刑を存置したまま、これ改善すれば良いんじゃないかという議論になることについては、私は大変警戒しております。

そういうことをするのであれば、この議論はあまり前向きではない。ただ、これは知ってもらわなければいけないし、それからもしこれ死刑を止めようということになっても、これはものすごくタイムラグがあるわけです。ご存じのように、死刑は刑法に掲げてあるわけですから、刑法改正という問題があるわけですね。これ、今の日本の法律の改正、ご承知のとおり、法制審にかかって何年も何年も、中国は民法典で2年か3年で全部やっちゃうけども、中国と違って日本の場合、10年も20年もかかるんです、法律を改正するのは。じゃあその間どうするのかということになると、その間の手当として今の死刑の執行手続とかそういうやり方について、問題があるという論点で捉えることは重要ですけども、それで終わってしまったのでは、私は意味がないと。やはり死刑を廃止することによって、今の問題点は大概解決されるんです。死刑があるから今この問題が残っているわけで、死刑を止めれば、多くの問題はなくなっちゃうんです。もちろんタイムラグの問題はあって、その間どうするかという問題、例えば死刑囚に会えるかとか、死刑囚はどういう状況になっているかという、それももちろんありますけれども、少なくとも死刑を止めれば、多くの問題はなくなります。

ですから、この議論は、実態を知るという意味では意味があります。それから、そういう実態もあるから、死刑を廃止しようという1つの理由にはなりません。1つの理由になりますが、これ自体を正面から捉えていくと、じゃあそれを止めたら良いんじゃないの、こういう死刑執行は止めたら良いんじゃないの、薬物で死刑執行すれば良いんじゃないのとなりかねない。それから死刑執行も7年も8年もかかるんだったら、その間、苦痛を与えるのであれば、即やれば良いんじゃないのと、そんな議論になるのであれば、私は非常に問題があると思っています。

●井田座長 運用については検討しなくて良い、むしろ検討すべきではないということですか。

●中本委員 いやそうじゃありません。事実としてはやはり我々はこれを知る必要があって、知らせる必要がある。国民に知ってもらう必要がありますけど、これが死刑存廃の議論に結びつかどうかについては、大きな位置付けではないだろうと私は思っています。むしろ、どちらかと言うと、国民感情からすると、処罰感情について、やはりこれは無視できないところがあるので、処罰感情について、林委員のほうは、それとは切り離してとおっしゃるけれども、私はやはり処罰感情というものが今の国民の死刑制度存置について、大きな役割を示している、その処罰感情を和らげるためにはどういう制度が必要なのかということは、やはり国民世論を変える上では、大きな意味が私はあると思っています。

ですから、これをやはりある一定の客観的な資料をもって、この懇話会でも今、被害者支援については現状はこうなっている、しかもこういう問題を被害者の方から要望がされている、こういう問題について改善する必要がある、ということは、我々は知る必要があると思うし、そういうことを提言書の中で書いていく必要があるのではないかと思っています。というのは、やはり国民が読んだときに、国民はやはり死刑制度は被害者が望んでいると思っているわけですから、これについて、どういうふうにもこの懇話会は述べているのかということと言わない限りは、やはり共感を覚えられないだろうと私は思っている。これ自体は、死刑制度の存置とは、理論的には私は結び付かないけれども、でもこれを無視してはいけないだろうと思っているので、どういう書き方になるかは別として、そういう資料をこの懇話会の中には出して、みんながそれを知った上で、こういう議論をしたんだということをやはり明らかにすべきだと思っています。

●井田座長 ほかに何かご意見はございますか。

●金高委員 やや各論と、井田先生の最後の方向性にかかる話なんですけれど、まず、今、中本委員がおっしゃった被害感情と言いましょか、ここで前回の話を聞いて、こんな不幸が世の中にあつて良いのかとみんな思ったと思うんですけどね。これを被害感情とか処罰感情とか言葉で整理してしまうというのは、私は若干違和感があります。もっと突然襲った不幸、絶望を正面から捉えるべきだと思うんですよ。特定の人間に対する特定の感情を処罰する根拠にはできないという議論に終わらないで、ああいう不幸とか、ああいう悲しみとかをなくすためにどうすべきなんだと。制度をどうすべきだという議論があつてしかるべきなのではないかと思っています。だから、処罰感情とか被害感情という言葉が軽く、やや軽く感じてしまう。検討整理されてきた論点をひっくり返すような話でちょっと申し訳ないんですが、そういう感じを持っております。

それから、今、中本委員がおっしゃったのは、死刑廃止をすべきだという立場に立ったらそのとおりなんです。だけど、私は必ずしもそうは思っておりませんし、国民がじゃあ相当の多数そう思っているかと言うと、そうでもない私は思っています。ですから、もうちょっと落ち着いた論点整理、議論が必要なのではないかと思うのと、それに絡んでなんですけれど、井田先生のお書きになった最後の政治的判断としての死刑執行停止ですね。これ、私はここに書かれること自体反対です。つまり、停止の法的性格が曖昧だと思うんですけども、果たして行政判断としてそれはどうかというふうにも思いますし、それからこれが行われた場合、死刑の執行をしないという事態が生じるわけですよ。これは内外に明らかにして、死刑は執行しないという国になる。そうすると、その間に、例えば地下鉄サリン事件が起きた、あるいは池田小学校事件が起きた、秋葉原事件が起きたと。何人殺そうが、何十人殺そうが、死刑はないんですね。これが果たして本当に世の中のために良いのかと、私は疑問に思います。例えば、暴力団も、一件一件は一人を殺しているんですよ、一人一人は。だけど、首謀者は全部指揮しているわけですね。それ

は立証できないケースが多いんですけれども、したがって、暴力団も何人殺しても、首謀者は別に命を落とすわけではない、ということになっていきます。

今のああいふ組織犯罪を見ると、死刑の威嚇力というのが結構あるというふうに私は思っています、ですから、事実上でも放棄してしまうことについては、私は反対であります。大量殺戮事件というのも、外国の事件のように思いますけれど、さっき言いましたように、いくつも例があるし、それから例えばこれは1972年になりますけれども、テルアビブのロッド空港事件ってありましたね。あれは機関銃で30人近く撃ち殺しているわけですよ、日本人が。そういう事件も日本人はやってきているということを考えると、本当に死刑がなくて、世の中の安全が保てるのかということについて疑問に思うので、ここの部分については反対です。

●井田座長 ありがとうございます。他の委員の皆さまはいかがですか。

●中本委員 ちょっとよろしいですか。私ばかり発言して。なんせ言いたいことを全部言わなきゃいけないのが私の性格ですので、金高委員のご発言の中で、私は執行停止という段階でも、これ法律改正しない限り、死刑判決は出るんです。その死刑判決が出ているときに、今のようないわゆる一般予防に変化があるのかどうか。それは検証する必要があるだろうと思うんですね。そうすればおそらく死刑を存廃することについて、大きな理由がそこに出るだろうと。

死刑を廃止するって、みんなすぐに廃止できると思ったら大間違いで、廃止することを決めても、いろんな手続に相当な時間かかるわけですね。その間、やはり停止をしておかないと、これはやっぱり議論にならないだろうと私は思うんですね。止めろと言っているのに、ずっと死刑を続けてはいけませんので、やはり止めるという方針を決めた以上は、いつ止められるかどうかは別として、法律改正しなければ止められないわけですから、その間のタイムラグの間はやはり停止をして、今言った弊害が起るのか起らないのか、大いに私は検証する期間はあるだろうと思うんです。日本の今の制度では、残念ながら、死刑を止めましようと言ってから、すぐに2、3年で法律が改正するような状況ではないんです。おそらく止めようと言ったって、10年ぐらいかかるかもしれない。10年間ぐらいの間に、止めようという結論を出したのに、その間ずっと死刑を執行して行って良いのかという問題がありますよね。ですから、その間は停止をすべきだと。停止をしている間に一般予防の問題、私は一般予防の問題は、金高委員が言っているように、それはあるだろうという気はします。だからその議論はあります、確かに。ですから、それはやはり停止の間にある程度検証ができるのではないだろうか、こういうふうに思っています。

●井田座長 先ほど坂上委員がおっしゃったことですが、モラトリアムというのがありますね。これは佐藤委員がお詳しいかもしれませんが、何か法的根拠が別にあり、どこかに条文があるというわけではなくて、事実上しない、差し控えるということですよ。

●坂上委員 そうですね。アメリカでも、現時点では23州が死刑を廃止していて、27州には死刑がありますが、それ以外の州もモラトリアム期に入っている州がいくつもあります。事実上、死刑執行している州のほうが少ないんですよ。死刑廃止にどんどん向かっていると言えます。2000年以降モラトリアムが増えているんですけど、死刑廃止にした州も、いきなり廃止にしているわけではなく、一時執行停止というある種検討期間を数年間もって、その間に議論をして、法律改正にもっていくということをしていると理解しています。州によってそのやり方や期間は違うんですけれども、中本委員がおっしゃったように、その期間中にも判決が出続けるけれど執行を止めるということもあれば、判決自体も止めるということもいろいろあるみたいです。その辺り、どういうふうにこちらが提案するのかというのは、私も分からないですけど、とりあえずはい

ろんな議論をするために、手続を整えたりするために執行をしないという、そういうことだと思います。

●井田座長 死刑判決が確定してから執行まで平均14年以上になっていると言われますが、確定者の中には30年、40年、50年と執行されない人がいると言われます。そういう確定者の方については、事実上、執行が停止されていると考えても良いわけですね。ファクトの問題としては、もはや執行される可能性もないとすれば、対人的には、事実上モラトリアムの状態にあるというのと違うのでしょうか。

●中本委員 受刑者は、いつ自分が死刑になるか、常に戦々恐々としているわけで、法律上、執行を停止するという事実上停止されていることは、本質的に違います。

●井田座長 事実上、ファクトの問題として、国家意思としてもはや執行の可能性が放棄されているとすれば、個別には、対人的にはモラトリアムに近いものがあり、金高委員はそうおっしゃるけど、そんなに距離のあるものではないんじゃないでしょうか。

●金高委員 でも、黙って執行しないというのが、執行停止になるんですか。私は、執行停止というのは、例えばアムネスティーが整理しているような事実上執行しない国という整理になる、それだけ明らかにすべきものではないかと思って申し上げたんですけど、黙って執行しないというのは何でもないんじゃないでしょうかね。

●井田座長 紙一重じゃないかと思うのです。

●佐藤委員 モラトリアムの議論は、おそらく2000年ちょっと過ぎぐらいだと思うんですけども、死刑廃止議連というのがあったときに、死刑廃止に向けた議論を進める中で確か2年間、死刑臨調を設けて、そのときに停止をするというような提案は出されたことがあったというふうに記憶はしていますし、さっき坂上さんは10年というふうにおっしゃいましたけれども、10年は長いかなという意見があるかもしれませんが、一定の期間を区切ってそういう議論をするということはあるとは思いますが、それ自体は、イコールすぐ死刑廃止につながるというものではなくて、まずその議論をするために、その間の死刑執行の停止をするという事務的なことだとは思いますが、おそらく国際的にはそこから再び執行するというのは、だいぶ圧力がかかるというのはあるとは思いますが。

それともう1つなんですけれども、中本さんの意見も分かるのですが、やはり死刑の情報公開をして、今の死刑に関する運用がどうなのか、執行方法はどうなのかということを検討することは、必ずしも死刑の存置を前提にしたものでは、僕はないと思います。その議論をしないで、つまりそういう議論をしちゃうと、みんな賛成になるというのは、僕はちょっと世論を読み間違えているんじゃないかなと思うんですね。というのは、おそらく根本的に今、情報公開請求をしても執行の経緯というのは黒塗りできますけれども、おそらく何か後ろめたいことをやっているのではないかというふうには思う人もいれば、やっぱり人が死ぬというところは見せるべきはないとか、いろんなことを思うんですけれども、その実態をきちんと見せながら議論するというのは、やっぱり一定の客観的な考える材料を与えることにはなると思うので、そこは存置を前提とした議論には僕はならないと思います。

●井田座長 おそらくいろいろな考え方があり得るので、情報公開の問題についても時間をとって検討するのがよろしいのではないのでしょうか。

●笹倉委員 アメリカの状況を申し上げますと、今、州知事がモラトリアム宣言をしていて、その場合は命令を出すんですね。なので、根拠をもって停止をしているということになるんですけ

れども、先ほど坂上委員がおっしゃったとおり、事実上、停止しているというか、執行していない州もあって、それは別に命令のような確たるものがあるわけではないんですけども、執行していないということなんです。なんですけど、たぶんここで井田座長がおっしゃっているのは、その間、何ですか、政治的に執行停止するのか、事実上執行を停止するのかということなんです。ですから、州知事が宣言するのと同じような形にするのかということだとは思いますが。

●金高委員 すみません、その間というのは、何の間ということになりますか。

●井田座長 2年間、例えば検討している間です。

●金高委員 区切ってという意味ですか。

●井田座長 あくまでも例えば、ということですが。

●金高委員 今でも検討しているというふうを考えれば検討しているわけですよね。政府でも。ただ、どこまできちんとした検討しているかどうか分かりませんが、つまり、検討している間の停止ということになると、これ事実上の停止、無期限停止を宣言しているような気がするんですけど、そうではないのでしょうか。

●井田座長 そうなる可能性はあるかもしれないですけど、マストということではないと思います。韓国の状況もそれに近いと聞いています。

●佐藤委員 韓国は明確にモラトリアムとは言ってなくて、金大中さんが死刑囚でしたから、大統領になったらずとそのままいっているということで、そこは停止とも言っていません。死刑廃止法案を国会に出すと、7回蹴っ飛ばされているので、そこは死刑が執行できない状態。

●金高委員 何も言わず事実上執行しないと。

●佐藤委員 そうです。

●金高委員 行政側が。

●佐藤委員 そうです。

●中本委員 それは無理でしょう。それは無理です。それはやっぱり法律上書かれているわけですから、刑事訴訟法上ね、死刑執行については、それをやはりお役人も政治家もそれは全く無視することはできないわけで、やはりこれを執行停止するのであれば、ちゃんとした手続を執行停止法だとか、そういうものがやっぱり必要だろうと私は思う。それ自体はそんなに時間がかかるものではないだろうと思っているわけですね。ですから執行停止は、そんな事実上、どこかの内閣が閣議で決めたから止められるものではないだろうと思っています。やはりそこはきちんとした議論をして、やっぱり公権的に止めるということをしなくてはならないと思っています。

●井田座長 坂上委員、どうぞ。

●坂上委員 例えば今すぐ死刑廃止ということに納得がいかない委員がいたとしても、懇話会として、最低限の問題意識は共有しないと。一時執行停止を行うモラトリアムぐらいは提案できないだろうと思いますが、それであっても死刑は問題であるというコンセンサスを得た上でないと、無理ですよね。今までレクチャーやいろんな証言を聞いて、少し質問するぐらいだったので、もう少しそれぞれの方の死刑に対する個人の思いを語り合う期間が必要なのではないかなと思うんですけど。懇話会として死刑はについて、少なくとも議論すべき。廃止までを要求するかどうかは置いておいて、運用に問題があるとか、手続に問題があるとか、具体的に問題を認識できるまでモラトリアムという形でも停止をするという提案ぐらいまでは最低限もっていきたくないと、私は個人的には思っています。ですから議論する必要がありますよね。私たち自身が。

●**戸松委員** 私は、「中間まとめ（たたき台）」の最後のところの井田さんの網掛けのところですね。やっぱりこれは、懇話会で議論していることはおそらくほとんどの方は分からない。新聞で最初の頃は書かれたりしていますけれど、ほとんど伝わらないと思うんですね。やっぱり公に伝わるには公のところで公に議論しないといけなくて、やっぱり宗教関係者もそうですけれども、統一教会の件とか、オウムのことがあったりして、結局やっぱり法律が変わって、何か大きな事件が起きないと変わらなくて、それはやっぱりそういう審議会とかそういうところで議論をすることが必要だと思います。この懇話会は基本的にはもちろん公開で、議事録は残しましたけれど、やっぱり審議会などできちんと議論して、それを社会に伝えていく。だから今のようなことも、私はある程度きちんと事実を公にして、最終的には国民の皆さんが判断するんだけど、現状がこうだということを、情報をそこできちんと出して、それには政府の内閣府だったり、どこかで有識者会議とか、例えば今、女系皇族の問題もそうですけれど、そういうことは私は必要だなと思って、そういう働き掛けはするべきですし、それからやっぱり私は国会議員の先生方の影響は大きくて、やっぱり立法府ですから、その議員の先生方、議員の先生方が一番気にするのは世論ですから、そういう意味では、そういう先生方とももっと多く関わって、そういう全体でやっていくということが必要ななと思っていますので、私はある程度こういうことは目標にしたほうが良いかなと思っています。

●**井田座長** もし、もう一步先に進めるとすれば、新しい、政府のお墨付きを受けた会議体を作って、そこでは例えば次の事項については、きちんと検討すべきである、ということで、5つの命題、あるいは10の命題を出して、この点についてこういう方向で検討がなされるべきである、という提言を行うことは可能です。その意味で、この懇話会の実質的な意見をもう少し盛り、ということは可能だと思うんです。藤本先生のご指摘の中に、他の会議体に丸投げではダメだという趣旨のご批判がありましたけれど、例えばこういう事項についてはこういう方向で検討すべきだ、こういう問題があるので解決すべきである、ということを提言することは考えられると思っています。

●**中本委員** 私の言ったことが誤解されているように思うのですが、現状の死刑執行に関する問題点について、議論する必要がないと言っているわけじゃないんです、私は。それは明らかにすべきだと思っているんです。ただし、その議論がどちらの結論に行くのかということについて、私は警戒すべきだという、そういうことを言っているだけです。それは、やっぱり国民には知られていませんから。我々は関心を持っているからいろいろな情報を集めていますけど、その情報はほとんど知られていません。私いろんなところで頼まれて講演をするのですが、死刑執行の問題点を言うと、みんなびっくりします。え、そうですかと言って、全く知らない。ですから、それはこの懇話会ではちゃんとした、こういうことを公表することは、大いに重要だと思います。

それから、被害者の支援についても、これはやはり我々はこういう事実を知っていて、こういうことがあるんだということをちゃんとこの懇話会の提言の中に入れるべきです。それが死刑の廃止と直接には結びつかないけれど、やはりこれが国民に対して、本当に国民世論が、こういう状況だったら、死刑は廃止しても良いよねというところに行くために、そのステップは必ず私は必要だと思っているので、それはやはり大いにここで議論し、資料も出し、現在どういう状況にあるか、それから被害者の方が一様におっしゃるのは、被害者支援を充実してくれと言っているわけですから、どういう被害者支援を要求しているかということも我々は知るべきだし、それはここで議論して、資料としては出すべきだと私思っていますので、次回に、できれば私はそう

いう資料も出したいと思っています。

●井田座長 お願いします、井田委員。

●井田香奈子委員 すみません、ちょっと話を戻して、「中間まとめ（たたき台）」の最後のページの網掛けのところなんですけれど、私もこの国会、あるいは内閣府のもとに検討委員会を設置して、というその臨調方式というものを提言した上で、その議論をしている間に執行する、すなわち今の制度について、疑問符が付いているときに死刑を執行するというのは、現実的にもかなり難しいだろうと考えています。法務省の人たちもやはり人が動いて、予算を動かして執行に携わっているわけで、現実問題として難しいというところは配慮しなければいけないのかなど。そういう意味でもこの執行停止だけを書くとすると、金高さんがおっしゃったように、違和感というか、唐突感があるのは否めないと思うんですけれども、死刑のあり方を検討する組織体とのセットということであれば、むしろ必要不可欠なものでないのかなと思います。2000年代以降、死刑廃止議連が準備した法案も、死刑の存廃を議論する会議体の創設と合わせて、議論している間の執行停止を盛り込んでいたこともあり、今回の提言自体はすごく合理的というか、理解が得られやすいものなのかなと思いましたし、今、井田良先生がおっしゃったとおりで、そのときにこういう論点について、しっかり深めるべきだということをちゃんと注文してほしい。

といいますのも、やはり見えて思いますのは、この三権が今、死刑について三すくみの状態になっているということです。国会議員の方は、不人気な政策というのを自分で言い出すのはなかなか気が引けると。国会が言わないのに政府が変えようとするのもどうなのかということで、政府もちょっと腰が引けてしまうと。司法のほうはそんな状況を見て、これまで死刑を違憲とする判決を一度も書いてないですし、もう半世紀以上前の合憲判決が、今もそんなことで生き延びているという、そういう三すくみ状態というのを何とかしてほしいということは、この懇話会でしっかり言っていかなければいけないことなのかなと感じました。

●井田座長 ありがとうございます。私も同じ感覚なのです。中本委員がおっしゃるみたいに、正面突破できれば良いのですが、それができないものですから、もうそれは少し格好悪くても、傷だらけでもとにかく一歩でも前へ進むしかない、そのためにどうするかというのを考えるべきなのではないかと思っています。

時間がもうほとんどありません。他に何かございますか。特に今後検討されるべき事項、ここに書かれた、こういう事項でよろしいのかという点はいかがでしょうか。もしなければ、今日はこのぐらいでよろしいでしょうか。

●中本委員 欠席されている委員もいらっしゃるので、やはりもう少し全員揃ったところでこの議論はやっぱりやっていただきたいと思います。

●井田座長 承知いたしました。ありがとうございます。

（２）世論調査の問題について

●井田座長 それでは、中間まとめに関する議論はこのぐらいにして、今日は講演者としてオーストラリアのモナッシュ大学の佐藤舞先生にプレゼンをお願いいたしました。佐藤先生は、刑事政策、刑事司法と人権等をテーマとして、幅広く国際的な活躍をなさっていらっしゃいます。日本の死刑制度に関する大部の英語での著作もございます。今回は、ご多忙のところ、「世論調査の問題について」と題して、お話しいただくことを快くお引き受け下さいました。ありがとうございます。

いました。先生、ぜひよろしく願います。

●佐藤准教授 はい、よろしく願います。

●井田座長 それでは、願います。

●佐藤准教授 本日お呼びいただき ありがとうございます。オーストラリアで研究者をしている佐藤舞と申します。スライドが用意してありますので、シェアさせていただきます。

今日は、オーストラリア・モナッシュ大学法学部の研究者でまた Eleos Justice の所長として、さらに日本の NPO 法人 CrimeInfo の副代表としても参加させていただきます。Eleos Justice はモナッシュ大学で 2020 年 10 月の世界廃止デーにできた日本を含めたアジアの死刑制度を研究する研究所で、私が所長を務めています。NPO 法人 CrimeInfo は、日本の死刑に関する統計資料、論文やエッセイ、さらに死刑をめぐる映像ドキュメンタリーなどの情報提供を行っております。本日の私の報告でも、CrimeInfo のデータを多く利用しています。

今日、私が話す内容は主に 2 点で、1 つ目がデータを利用して見る日本国民の死刑に対する態度について、2 つ目は、日本政府が死刑の存廃を決めるに当たって、死刑とどのように向き合えば良いのかについて、述べていきたいと思えます。利用するデータは 3 つありまして、1 つ目が、内閣府のアンケート調査のデータで、2 つ目は、私が同僚と一緒に行ったアンケート調査で、ここではミラー調査と呼んでいます。3 つ目が、社会実験なんですけど、審議型意識調査と呼んでいる調査のデータです。この 3 つの調査を利用して、プレゼンを進めていきたいと思えます。

まず、はじめに、ご存じだと思いますが、日本政府が死刑存置の理由として挙げられるのが世論調査の結果です。先月、日弁連が小泉龍司法務大臣に提出した死刑制度の廃止を求める要請書に対する記者会見の概要でも、法務大臣は世論について触れています。これは、日本の国内メディアに向けて死刑存置の理由を説明したのですが、日本政府は国外に対しても死刑存置の理由として世論を常に挙げています。日本政府は、自由権規約を 70 年代から批准していますので、国連人権委員会（2006 年に人権理事会に改組）に対して定期的に報告する必要がありますが、それでも日本政府は、死刑廃止ができない理由としてこれまで世論を挙げています。2012 年の日本政府による国連人権理事会に対しての報告書では、内閣府が行っているアンケート調査について言及していることが分かります。国内と国外の両者に対して死刑を廃止できない理由として、世論の支持と凶悪犯罪の抑止効果を主な理由として挙げています。今日のプレゼンの内容は、世論が中心ですけれども、スライドを 1 枚だけ使って凶悪犯罪についても少しだけ触れさせてください。

法務大臣からも、国連に対する報告でも、凶悪犯罪が後を絶たないという発言がよくありますが、日本の凶悪犯罪として一番ティピカルな犯罪である殺人事件を見てみると、起訴に至ったものだけでなく不起訴だったものも含めて、減少傾向にあるのが実情です。2020 年では起訴に至った件数が 278 件、不起訴が 818 件。これは世界的に見て日本は人口比率で見ると、世界で一番、殺人事件が少ない国になっています。だからといって、殺人事件が第二次世界大戦後に徐々に少なくなっているというこのトレンドというのは、日本だけに見られる現象だけではなく、発展途上国を含めてどの国でも共通に見られます。

他方で、日本の死刑執行数も見てみると、戦後から徐々に徐々に少なくなっています。したがって、日本の治安というのは、死刑によって保たれているというよりは、死刑というのは殺人事件に対する国の対応であって、治安の維持の要因というのは他に存在するというふうに考えるのが正しい解釈だと思います。ただ、今日のプレゼンは世論がメインなので、ここからは世論の議

論に移りたいと思います。

まず1つ目のデータとして内閣府の世論調査があります。世論の8割が死刑存置を望んでいるという考えの根拠となっているのが、内閣府の世論調査だと思います。一番上にあるボックスは、一番よく知られている設問、また日本政府、法務大臣が常に引用する設問になるのです。選択肢の「分からない・一概に言えない」を抜かせば、この設問の選択肢は二択です。存廃を聞いているのですけれども、「死刑は廃止すべきである」という表現は利用されていますが、それと逆の存置という用語は利用せずに、「死刑もやむを得ない」という表現になっています。この「死刑もやむを得ない」を選択した人の中には、死刑は絶対存置するべきだと言う人や存置するべきかな言う人、またどちらか分からないけれども存置したほうが良いのではないかなどと言う人たちが含まれています。こうした「死刑もやむを得ない」という選択肢の表現を使って、8割が死刑存置を望んでいるとメディアと内閣府、さらには法務大臣などが発表している形になっています。もし私がこの二択の設問で調査とするときには、「存置しますか」、「廃止しますかと」という表現にすると思います。

この一番上の設問の集計が、いつもいつも引用されているものなんですけれども、内閣府の世論調査、この他にもいろいろな設問で実は聞いています。ここでは2つ挙げています。1つ目は、将来に対する死刑の廃止についての態度で、2つ目はもし仮釈放のない「終身刑」を導入した場合の死刑存廃についてです。一番上のメインの質問だけ見ると、死刑存置派が多数のように見えるかもしれませんが、もし、社会学的にこの内閣府の世論調査を分析する場合は、この3つの質問を総合的に判断することが必要なのではないかと思います。

その分析をやる一例として挙げたいのが、ピラミッドの図で、内閣府の2019年の調査を、日弁連が内閣府からマイクロデータを入手し、それを日弁連から私に提供してもらい、私が再分析したものです。日弁連の皆様、データ提供ありがとうございます。3つの質問に対して、常に「死刑存置」を選択した人たちを集計しているのが目的で、言い換えると、これは三次元のクロス表を示したチャートになっています。

これをどういうふうを読むかと言うと、一番下のピラミッドが回答者全員で、その中の81%が死刑はやむを得ないと回答した。死刑はやむを得ないと回答した人の中で、将来も死刑は存置されるべきと言う人は、全体の44%になります。その中で、終身刑が導入されても将来絶対死刑廃止を認めない、つまり、いわゆる確固たる死刑存置派というのは、この3つの質問を総合的に分析してみると全体の39%ということが分かります。これは、いわゆる8割が死刑存置派というふうに言われている中、全員が確固たる存置派ではないということが、この内閣府の世論調査を再分析することからも分かります。

次に2つ目のデータに移ります。これはミラー調査と呼んでいるもので、これは私と共同研究者が2015年に行った調査です。そのデータの説明に移る前に、少し態度に関して社会学的に調査することが、学術的にどういうものなのかということに関してもう少し説明させてください。

World value surveyという世界価値調査のデータを紹介しますが、ここでは死刑ではなくて、宗教を例に話します。例えば、研究テーマとして、日本人は他国と比べてどれぐらい信仰深い国なのかということを知りたい場合、アンケート調査でその国の国民に質問を投げかけるというのはよく行われる調査方法です。この世界価値調査でも、1つの質問で神の重要性を聞いています。質問の選択肢は1から10のスケールで、1が重要でない、10が重要です。回答を4か国で見ると、回答にものすごい差はないですが、もしこの1つの質問だけで結果を出すのであれば、日

本が一番信仰深くなく、韓国が一番信仰深いという結果になると思います。

しかし信仰深さというのは単に神の重要性に関する認識だけでなく、祈る頻度だったり、宗教儀式への参加といったようないろんな観点から見て、総合的、多角的に判断するべきものだと思います。他の質問の回答を見ると、一番信仰が高かった、深かったように見える韓国ですけれども、祈る頻度では、全く祈らないが多数です。そして、宗教儀式への参加も全く参加しないという人が多いです。

結果として、これから言えるのは、1つの質問だけで信仰深さ、今回私たちが話しているのは死刑存置に対する態度を測るのは、正確ではないということです。しかし実際には、日本では日本国民の死刑に対する態度という議論のほとんどの場合、内閣府が5年に1回行っている内閣府の調査の中の1つの質問の回答だけを利用して、これが日本国民の死刑に対する意見だと理解されてしまっているのが現状です。

この議論を踏まえて死刑についての話に戻ると、私が同僚と一緒にいったミラー調査では、1つの質問だけで聞くのではなくて、死刑に対する態度をいろんなアングルから捉えて、死刑に関する態度を総合的に理解するということが重要なのではないかと考えてこの調査を行いました。40問ぐらいの質問があるのですが、すべてをここで取り上げるのは時間的に難しいので、いくつかをピックアップして説明させていただきます。

まずは、調査方法から説明します。これは最新（2019年）の内閣府の調査ではなく、その1つ前の世論調査（2014年）の実施時期に行った調査で、ミラー調査と呼んでいます。調査方法ですが、ミラー調査は、内閣府の世論調査より詳しく理解できるような調査をしたかったんですけれども、比較可能であるものにしたかったので、できる限り調査方法を合わせてあります。両方とも無作為抽出法により、全国の20歳以上の男女を対象にしています。もし後で質問があれば、この無作為抽出法に関して後で説明しますが、無作為抽出法が重要かと言うと、無作為抽出法によって得られたサンプルは、代表性を確保できます。この代表性が何かというのは、例えば国勢調査のように全員に調査を行わなくても、小さいサンプルを利用して、日本国民全体の意見を把握できるようなサンプリングの方法です。

この2つの調査で違うところが2点あります。1つは、調査実施の日程が内閣府の調査から3か月空いているのですが、幸い、この間に国民意識に対して大きく影響を与えるような凶悪な犯罪の報道だったりとか、死刑執行というようなことはありませんでした。

あともう1つは、内閣府の調査は面接調査法ですが、我々の調査でも個別面接法にしたかったので、政府の調査では割と高い回収率が得られるのですが、大学の研究者の調査で個別面接法だと回答率が下がってしまうということで、この調査では訪問留置法を使っています。

両者の調査の比較の前にも、内閣府の調査とミラー調査が比較可能であるかを検証するために、ミラー調査では、あえて内閣府世論調査で利用されている、例の死刑存置を聞いている設問を利用しています。ミラー調査のほうが、存置派が少し多い結果になってはいますが、調査方法が異なりますが、同じ設問の結果を比較すると、このようにほぼ同様の結果が得られていることがここから分かります。

私たちが行ったミラー調査では、内閣府の調査では聞いていない質問を40問ほどしています。全部は紹介できないのですが、まず1つ、メインの死刑存置について。左にあるのが内閣府の世論調査で、質問は三択ですが、すでに説明したように実際は二択の調査になっています。私たちがミラー調査で行ったのは、5段階尺度を利用して尋ねています。このミラー調査の結果から分

かるのは、内閣府の調査だけ見ると、8割が存置を望んでいるように見られるかもしれないのですが、5段階で聞いてみると、いわゆる確固たる存置派、死刑は絶対にあった方が良いというのは約3割で、どちらかと言えばあった方が良いというのが、一番多く46%なので、いわゆる存置派の中でも存置に対する思いの強さというのは、異なっていることがここから分かると思います。

他にもミラー調査ではいろいろと質問しているのですが、その中の質問の1つとして、日本国民にとって死刑存置というのが、どれだけ重要であって、政府が死刑廃止を決めた場合、それがどのように、いわゆる存置派に受け入れられ、廃止によってどんな影響や悪影響があるのかというのを検討しました。死刑はやむを得ないと回答したいいわゆる存置派と呼ばれている人たちに、もし日本政府が死刑廃止を決定した場合の反応を問うと、いわゆる存置派のうち71%もの回答者が、不満だけれども、政府の決めたことならば仕方ないというふうに受け入れると回答しています。

それ以外にも、死刑存置派に、政府がリーダーシップを取って廃止した場合、日本の刑事司法に対して信頼を失いますかと尋ねた結果では、存置派のうち21%のみが信頼を失うかもしれないと答えています。言い換えれば、8割もいるとされる死刑存置派ですが、実はその多くは、存置にそこまでこだわりの持っていないということが分かります。

次に、死刑存廃を誰が決めるかということですが、内閣府は、死刑存置の理由について世論の支持を挙げています。しかし国民はその責任について、どのように考えているのかというのは、明らかにされていないと思います。ミラー調査で、あなたは将来の日本の死刑存置に関して、国民が決めるべきだと思いますかという質問をすると、半数以下の4割の人が国民は、世論調査の結果で決めるべきと回答していますが、残りの60%は専門家と国家機関に決めてほしい、あとは分からない、そういう人たちに分かれています。

つまり、死刑存置の理由として世論の支持に頼ってきた政府ですが、一般国民は、死刑存置の責任を特に自ら任されたいというわけではないというのが、このアンケート調査から分かります。

ミラー調査の分析を続けていきますが、次に死刑に対する態度を測るときというのは、死刑以外の政策も一緒に考慮した上で、死刑存置の重要性に関して検討することが重要なのではないかという話をこのスライドでしたいと思います。死刑に関する調査はいろいろありますが、死刑に関する調査では、国民に対して死刑に関する意見しか聞かないものが多いのです。私たちのミラー調査では、いろんな政策が存在するので、例えば凶悪犯罪を減らす政策として死刑以外にもいろいろありますので、死刑存置に関する意見のみを聞くのではなくて、死刑という刑罰は、犯罪を予防するという観点で、どれだけ重要と考えているのかを確認するために設けた質問です。

設問を読み上げると、殺人事件のような凶悪犯罪のない社会を作るためには、予防及び再犯防止に対するどの政策が有効だと思いますかということミラー調査で聞きました。これの設問は、選択肢を3つまで選べるので、この回答比率を足しても100%にはなりません。これは存置派と廃止派の両方に聞いているものです。結果から見ると、「死刑制度を維持する」という選択肢は、上位に入っているわけではないです。言い換えると、日本人は日本の死刑の存置よりも、1位から3位に挙がっている政策のほうが、効果的な凶悪犯罪予防になると考えていることが理解できます。次のスライドは全く同じ質問の回答を存置派と廃止派に分けたものですが、ここから分かるのは、存置派の回答を見ても、凶悪犯罪予防に関して、死刑存置が、他の政策と比べて最も効果的、重要な政策だという認識ではないということが分かります。

次に、ミラー調査では、調査対象者の死刑に関する知識についても聞いています。ご存じだと思いますが、日本政府は、世論の支持を理由に死刑を存置していますけれども、国民に対して死刑に対する情報提供を十分に行っているかと言ったら、決してそんなことはありません。十数年ほど前に、死刑執行の部屋がテレビ公開されたことが1回だけありました。現状では、絞首刑という執行方法自体は知られていますが、死刑囚の処遇や誰がいつ処刑されるのか、さらに処刑対象者の選択方法など死刑執行の具体的なプロセスについては知られていません。

ここでグラフの一番上を見ると分かるんですけども、処刑方法はどれが正しいのか、調査ではいろんな処刑方法をリストアップして、正しいものを回答者に選んでもらいました。そうすると、絞首刑というふうに正解したのは半数に過ぎませんでした。他の正解率を見ても分かると思うんですけども、死刑に関する基本的な情報について国民が理解していないということが分かります。このように、死刑に対する基本的な知識が乏しい国民が答えた世論調査によって、日本の死刑は存置されているということが分かるのではないのでしょうか。

このスライドでもう1点お話したいことがあります。それは確証バイアスという概念についてです。確証バイアスとは、自分にとって都合の良い情報ばかりを無意識的に集めてしまっ、自分の考えに反する情報を無視したり、集めようとしなかったりする傾向のことを言います。つまり、最初に思い込みがあると、多様な情報が自分の周りにあっても、自分の考えを支持するような情報ばかりに目が行ってしまうというのが、確証バイアスです。

この結果から見て分析して私が思ったのは、例えば、死刑に抑止効果があるかどうかという質問に対しては、抑止効果がありますと思っている人というのは、存置派の傾向が多くて、あと殺人事件が最近増えていますかという質問に対して、殺人事件が増えていますと思っている人は、同じく存置派が多く、また、これ調査した時は2015年で、その時はちょうど袴田巖氏が釈放された時だったんですが、その釈放を知らないという人たちは、存置派が多かったことが分かります。

次に、ミラー調査の分析ですが、冤罪の観点から国民の司法に対する信頼度を調査しています。司法に関する信頼度を存置派と廃止派に分けて集計していますが、ここでは4つの文章をアンケートで回答者に提示して、1から10のスケールで回答を求めました。1が「全く賛成できない」、10が「大いにその通りだ」で、数値に丸をつけてもらうアンケート方法で、存置派と、廃止派に分けてそのスコアを表示しています。ここから読み取れるのは、警察だったり、裁判所に対する信頼度が高いのは、存置派に多いことです。あと、冤罪が防げるとしている人には存置派が多いです。そして、自分が犯罪者としてレッテルを貼られた場合、無罪になると思うかどうかということでも、大丈夫だ、自分は無罪になるとしている人たちには存置派が多いという傾向が読み取れます。

またミラー調査では、被害経験と警察との接触についても聞いています。この2つの質問を聞くことによって、犯罪や刑事司法制度への日本国民の距離感を測定するための質問です。死刑という問題がどれぐらい日本国民にとって身近なものであるかというのを検証するために聞いています。この質問からも良く分かると思いますが、日本は本当に治安の良い社会で、警察との接触が多いとは言えないことが分かります。

この結果は、ヨーロッパ諸国でも同様ですが、警察というのは、刑事司法制度の中で一番国民と接触する機会がある機関だと思います。しかしこの接触の度合いというのを海外と比べると、日本の警察の接触率というのは、他国と比べてとても低いことが分かります。これのデータは、定期的に行われているヨーロッパ社会調査のデータに基づいて分析しているもので、日本がこの

調査に1回加わったのです。ただ、日本の調査は私が行っているのではなくて、龍谷大学の浜井教授が日本のデータは管理しています。浜井先生に日本のデータをいただいて、ヨーロッパ社会調査と併せて分析したものが、このグラフになっています。このグラフから見ても、日本はヨーロッパ諸国の中でも警察との接触率というのがとても低いことが分かります。このように犯罪だけでなく、刑事司法からも距離がある日本国民が、死刑の存廃を決めているというふうに見ることができるのではないのでしょうか。

ここまでがミラー調査の分析のいくつかのハイライトを紹介したものです。ここから3つ目のデータですね。今から3つ目の審議型意識調査のデータについて説明したいと思います。この調査というのは、2014年に審議型意識調査を実施しました。これは社会実験で、どういう実験だったかと言うと、東京都内の会場に一般市民を135人集めて、2日間にわたって弁護士や専門家、さらに犯罪被害者から死刑にかかわる話を聞き、続いては参加した市民同士が死刑に対して意見を出し合うというもので、実験への参加前と参加後にアンケート調査を行って態度変化を分析しています。調査は、量的データに加えて、質的データもあって、市民同士の話し合いを録音して、質的分析もしています。

この審議型意識調査は、調査として分析をしていますが、調査の過程をドキュメンタリー映画としても残してあって、リンクを貼っておきましたが、CrimeInfoのサイトから無料で視聴請求ができるようになっていました。映画は29分のもの59分ものがあります。今日は映像を見る時間はないので、結果について、少しだけ触れさせてください。

これは、いわゆる量的データのまとめですが、何を示しているかと言うと、丸の大きさが2日後の審議後の人の人数で、丸の下に書いてあるのが人数でも、2日後の態度です。グレーの矢印が、何人が立場を移動させたかというのが分かります。つまり、これを見ると、「分からない」から廃止派に移動した人もいれば、廃止派から存置派に移動した人もいて、いろんな方向に態度が動いていることが分かると思います。ただ、この2日間の実験で分かるのは、このたった短い2日間でも態度の変化が可能であるというのは、死刑に関する態度というのは、もう凝り固まって、動かないものではないというのが1点です。

この審議型調査では2日間しか調査していないので、長期的な態度の変化に関しては、この実験からは分かりません。この審議型意識調査に関する批判として想定できるのが2点あると思います。少しの態度変化があったとしても、存置廃止の立場から全く動かなかった人というのが大多数ではないかというのが、1つの批判として挙げられると思います。

もう1つの批判としては、2日間の審議以降における態度の違いというのが重要であって、死刑廃止に向けて乗り越えられない壁があるのではないかということで、この審議型意識調査を批判することができるかと思っています。

このような批判に対して私が紹介したいデータというのが、今、映っているスライドなんです。このスライドで一番お伝えしたいメインのメッセージというのは、自分と意見が違う人に対して、その違う意見をどれだけ受け容れるキャパシティがあるかというのを示しています。もう少し詳しく説明したのですが、2日間の審議の後の存置派に対しては、審議した結果、廃止派の人に対してどう思いますかと聞き、また廃止派の人たちには、2日間審議した後、あなたは廃止派ですが、じゃあ存置派の人たちについて、どう思いますかと聞いています。ここに8つの文章があると思いますが、それぞれ文章について、「合意しない」から「合意する」まで、10段階のリッカートスケールでスコアを書いてもらう形の調査です。その結果から分かることは、存

置派と廃止派の両者は、お互いの違う意見に関してとても理解があるのです。一番差があっても0.7とか、0.6ポイント差しかありません。

この結果から分かることは、存置派と廃止派は、2つのカテゴリに区別すると、死刑に対しては対立した意見ですが、お互いの違う意見を受け容れるキャパシティが十分に存在することも分かります。1つ後のスライドでも同じことを話すのですが、死刑に関する態度を総合的に測るということでは重要な結果であって、政府が、例えばリーダーシップをとって死刑廃止という道を選んだ場合、存置派は廃止に対して十分に理解を示す余地があるということを示しているのではないかと思います。

次に、審議型意識調査からの質的データをいくつか紹介したいのです。これは1つ前のスライドで数値でお伝えしたものとほぼ同じ内容を質的データを利用して表現しているだけですが、これは審議後のアンケート調査に寄せられた感想をいくつか抜粋しています。一つ一つ読み上げませんが、存置派、廃止派の両者とも揺れ動く気持ちが表現されているのではないのでしょうか。

これが最後のスライドです。まとめに入りますが、もし仮に日本政府が死刑廃止を考えていると仮定して、日本が民主主義国として世論を政策に反映したいと思うのは当然だと思います。しかし、いくらリーダーシップが重要だといっても、死刑を廃止することによって、例えば死刑存置派が刑事司法に対する信頼を失ったり、あるいは被害者家族が自らの手で加害者に復讐しようとするというような事態になることは、もちろん国として避けたいと思います。死刑廃止による反発や悪影響というものを把握するために、死刑廃止を国民がどれぐらい受け容れられるかということを知るために、世論調査は利用されるべきだと思います。

従って、内閣府の世論調査で測るべきことは、死刑を存置したいですか、廃止したいかではなく、死刑廃止の受け容れることができるレベルというのを測るべきなのではないかと思います。今日の報告で私が一番言いたかったことは、ミラー調査の結果からでも審議型意識調査の結果からでも、2014年や2019年の内閣府の世論調査を見ても、それぞれの調査を一つ一つ分析するのでも、多角的に分析するのであれば、日本国民は、もうすでに死刑廃止を受け容れるだけの余地と柔軟性は持ち合わせているということが分かると思います。

つまり、日本の死刑制度は、一般国民が存置してほしいから存在しているのではなく、日本政府が死刑に対する立場を変えれば、国民がそれに従うであろうということを示すデータが、もう十分に存在しているのではないかと思います。本日、お話ししたデータを分析した論文は、日本語版と英語版がありますが、日本語版のリンクを貼っておきました。この論文は、2014年と1967年の内閣府の世論調査の比較も入っていますが、今日はその話はしていませんでした。報告書はPDFでダウンロードできますので、もしよかったですらお読みください。以上です。ありがとうございました。

●井田座長 佐藤先生、どうもありがとうございました。大変興味深い、また貴重なお話をお聞かせいただきました。国会議員の先生方にも、ぜひ聞いていただきたいのですが、ちょっと退席されてしまって残念です。私ども、大変関心を持って聞かせていただきました。10分ほど時間がございますので、質疑応答の機会を持たせていただければ、と思います。委員の皆さまには、何でも結構ですので、ご質問を出していただけますか。どうぞ。あまりにも明快なお話だったので、それほどご質問はないのかもしれませんが、何かございますか。金高委員、どうぞお願いします。

●金高委員 ありがとうございました。ミラー調査の調査方法の次の2014年内閣府世論調査、ミ

ラー調査というページ（11頁）の右側がミラー調査ということですが、内閣府の世論調査とやむを得ないという人のパーセンテージがさほど変わらないというか、若干多いということ、そういう理解で良いですね。そうすると、もう1つ、その次のスライドで、これ文字で書かれている5段階のリッカート尺度、これも上2つを足すと73、下2つを足すと8ということで、73%があったほうが良いということだと思えるんですけど、私にはかなり大きな差があるというふうに見えるんですね。これについては、佐藤先生はどのような評価をされていますか。

●佐藤准教授 すみません、何の差があると、聞こえなかったんですけど、何の差があるということなんでしょうか。

●金高委員 要するに、あったほうが良いという立場のパーセンテージと、ないほうが良いという、廃止すべきだというパーセンテージとの差ですが。

●佐藤准教授 そうですね。このスライドで示したかったことは、二択で聞けばもちろん死刑存置派が多いということです。それは内閣府の世論調査ですね。ただ、5段階のリッカート尺度を使うことによって、存置派とされている全員が、同じだけ死刑存置を強く望んでいるのではなくて、消極的な存置派もいれば、とても積極的な存置派もいるということが、ここから分かるのではないかというのが、私が言いたかったことです。

なので、社会学的には二択で質問するよりは、尺度を使って質問するというのが、より良い社会調査の仕方であって、もし私が内閣府の世論調査の設問を作成するのであれば、二択の質問でなくて、このようなリッカート尺度を使ってみたいと思います。ここから見えるのは、死刑を絶対に存置したいという人たちが少数派だということが分かります。もちろん絶対に存置したい人と、どちらかと言えばあった方がよい人を足せば多数派になるのは、内閣府の世論調査の二択からも分かることではないかと思えます。

●井田座長 金高委員、それでよろしいですか。

●佐藤准教授 存置派がまとまっていない、全員が同じ態度ではないということを示すのが重要なのではないのでしょうか。

●金高委員 分かりました。ありがとうございました。

●井田座長 中本委員、どうぞ。

●中本委員 一般的にアンケートを考えると、死刑存置か廃止かというふうになった場合に、例えばその後の肢が、存置しなければいけない理由は何ですかとか、廃止する理由は何ですかということを知りたいんですけども、そういうような調査はされているのでしょうか。

●佐藤准教授 しています。それは内閣府の調査でも存廃の理由は聞いていますし、私のミラー調査でも存廃の理由は聞いています。なので、内閣府のウェブサイトに行って、この調査をクリックすれば、全部の設問が出てきます。なので、存廃存置の理由というのは両方出てきます。私のこの報告書では、1967年の内閣府の調査と2014年の内閣府の調査で、理由がどういふふうに変ったかという分析もしているんですけども、廃止派は、1967年の内閣府の調査だと、死刑存置は人権に反するという回答が一番多かったのですが、今では冤罪が気になる、冤罪があるかもしれないから、死刑を廃止するべきだというのが一番トップの理由になっています。

死刑存置派のほうの理由の変化というのは、抑止力だったり、凶悪犯罪があるというのが一番困るというのが60年代の一番多い回答ですが、2014年になると、凶悪犯罪を起こした人は死刑で罪を償うべきだという考えがトップになって、被害者感情というのがトップに出てきています。被害者感情というのは、1960年代ではとても回答比率のランクが低い項目でした。なので、死刑

存廃の理由というのも、30年、40年のスパンで見ると変わってきています。

●中本委員 ありがとうございます。

●井田座長 お願いします。片山委員、どうぞ。

●片山委員 スライドの死刑の相対的評価のところでは保護観察官の役割の増加という順位が、私の想像よりも上にあつたんですね。これは、社会内処遇をメインにした保護観察官のお仕事がそれだけ重要視されているという意味でよろしいのでしょうか。

●佐藤准教授 そうですね。アンケート調査というのは、回答者に対してどういう理由でこの回答を選んだんですかということは聞けないので、回答者がどういうふうに考えて選択したのか、私は答えることができないので、その質問はちょっと答えられません。

●片山委員 分かりました。あと意外だったのは、犯罪者に被害感情を理解させるという項目が、廃止派のほうでとても多かったのが印象的だったんですね。57%でしょうか、廃止の意見をお持ちで、かつ被害者の感情を理解させよう。むしろ私は逆なのではないかというふうに当初思ったのですけれども、これは何が理由があるのでしょうか。

●佐藤准教授 そうですね。この項目に関して、他の設問とクロスして私は分析していないので、意味ある回答ができないのですが、なぜ廃止派にそれが多いかというのは、存置派にもその回答が多いのですが、私の感覚だと、これは非常に日本的だなというのは感じます。犯罪者に謝罪をさせるとか、被害者に対して謝罪をさせる、自分が行ったことをいかにいけなかったことかというのを反省させる、それが更生につながるという考えは非常に日本的であって、これは犯罪学的に見ると、反省したからといって更生できるわけではないです。データから見ると、更生できる要因というのは、刑務所から出たときに、関係が安定しているパートナーができるとか、家族との関係が安定するとか、子どもができる、仕事ができる、家がある、そういうことが更生につながって、もっと後の状態で安定した生活を送れるようになった時に振り返って、私、僕がやったことはいけなかったという反省はあるかもしれないけれども、反省すること自体が更生につながるというのは、データでは一切証明されていないのですが、ここで反省し、被害者感情を理解するという事は、とても重要なことだというふうに国民が思っているわけです。

あとは、これはある面では、刑務所内の処遇だったり、少年院の処遇にもつながることだと思うのですが、反省イコール更生という考え方が、私は海外に住んでいる日本人としては、とても日本的だなと思って見ていました。ただ、このアンケート調査に答えた人たちがどういうふうな背景で、例えばこの犯罪者に被害者感情を理解させると答えた人が、女性、男性、あと年齢とか属性でどういう人が多いかということに関する分析はしていないので、その辺は回答できないのですけれども、この意見は非常に日本的だなと私は思いました。

●片山委員 大変良く分かりました。ありがとうございます。

●井田座長 お願いします、笹倉委員。

●笹倉委員 笹倉です。お久しぶりです。2点あるんですけれども、今のお答えに関連するかもしれないのですけれども、何か他の、例えばアジアの存置国とかでの調査もされていると思うんですけれども、Eleos Justice では、それと比べて日本の特色というのが世論のところについてあるのかという点が1点。別にアジアじゃなくても良いんですけれども、例えばアメリカとかでも良いんですけれど。まず1点目からすみません。

●佐藤准教授 海外との違いですか。

●笹倉委員 そうですね。死刑に対する態度という意味で。

●佐藤准教授 日本では、先ほど言ったように、死刑反対の人たちが冤罪というのが問題だというふうに感じるものがどんどん多くなっていると思うんですけども、発展途上国の死刑に関して死刑廃止派の人たちが、冤罪を理由にすることは、ほとんどないです。アメリカでは非常に冤罪の、イノセンスフレームワークで死刑を廃止する州がどんどん出てきていますけれども、日本ももしかしたらそれに当てはまるかもしれません。他の死刑存置国を見ていると、冤罪が理由で死刑廃止に移ったり、もしくは国民の中で死刑廃止に関して、冤罪が一番死刑の問題点だというふうに捉えている人は少なく、例えば宗教上の問題だったりとか、人を殺すことは国家でも良くない、人権というのがトップになっています。

たぶんこれは何でかというのは、私の感想でしかないのですが、発展途上国の刑事司法というのは、corruption、賄賂だったり、癒着もありますし、警察が暴力的であって、裁判官に対する信頼も低いのです。そのため司法に対する信頼がそもそも低いです。冤罪が起きるのはみんな当たり前だと思っている。そのため死刑に対する態度とその司法への信頼というのが、結びついていないのが現状だと思います。

アメリカでなぜあれほどに冤罪のフレームワークがすごい有効だったかというのは、たぶんアメリカの死刑制度では、安全な死刑制度を作るためにスーパーデュープロセスとかもありますし、市民に対して我々の死刑は安全な死刑制度ですよというのをアピールしていて、その安全な死刑制度なのにもかかわらず、大学とかイノセンスプロジェクトとかでやっているプロジェクトで何人も冤罪が出てきて、そうするとやっぱり国民の感覚でも、あれだけ安全だと思っていた死刑でも、こんなにも無実の人がいるんだと、つまり冤罪と死刑はそこでつながっているのかなと思います。

●笹倉委員 ありがとうございます。非常に良く分かりました。もう1点は、今日のお話と直接関わるわけではなくて、5枚目のスライドでお話いただいた内容なんですけれども、結局、日本では死刑の存置と治安は関係ないのではというお話だったと思うんですけども、では、何で日本はこんなに治安が良いのかということについて、佐藤さんのもしお考えとかありましたら、教えていただければよろしいでしょうか。

●佐藤准教授 何なんでしょうね。発展途上国で殺人事件がどんどんどんどん減ってきているというのは、どこでもどの国でも見られることなので、その国の安定と経済的な豊かさというのは、殺人事件とももちろん相関があると思います。ではなぜ日本が他の先進国と比べて、殺人事件が少ないのか。裕福な人とそうでない人の差、格差社会が、日本も格差社会とは言われていますが、私はイギリスにも13年住んでいて、今はオーストラリアにも住んでいますが、やはりイギリスやオーストラリアは、格差社会ですね。日本の貧しい層とイギリス、オーストラリアの貧しい層というのは全く違います。

なので、私が今、思いつくのは、先進国とまとめても、先進国の中でも格差の差というのが、日本はまだまだ差が少ないのかなというのは感じます。

●井田座長 ありがとうございます。時間がまいりましたので、これで質疑応答を終わりにしたいと思います。佐藤先生には、大変貴重な、また興味深い情報をご提供いただきましてありがとうございました。今後の懇話会の議論にとり、大変有益な情報ないし知見だったと考えております。本当にありがとうございました。

●佐藤准教授 ありとうございました。

(3) その他

●井田座長 それでは川村事務局長のほうから、次回以降の予定など、お願いいたします。

●川村事務局長 ありがとうございます。次回は、8月6日、今度は開始時間が戻りまして4時からということになっております。この日は、熊本大学准教授の森大輔先生に死刑の抑止力について、お話しいただきます。それから、被害者の遺族の方から、前回もお話をお聞きしましたが、もうお一方、お話をお聞きする予定にしています。実名を出されていない方なので、お名前は控えます。それから、坂上委員からもご報告をいただこうと思っております。そして、死刑の代替刑のあり方について、日弁連の考え方ということになりますけれども、小田清和弁護士のほうから報告してもらおうと思っております。以上です。

●井田座長 次回も盛りだくさんだと思います。よろしく申し上げます。それでは本日の会議をこれで閉会としたいと思います。引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

(第7回終了)